

## 計算書類に対する注記(陽だまり拠点区分用)

## 1. 重要な会計方針

## (1) 固定資産の減価償却の方法

## ①有形固定資産

平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

## ②無形固定資産：定額法

## ③リース資産

## i 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

## ii 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

## iii 社会福祉法人会計基準移行前のファイナンス・リース取引

引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

## (2) 引当金の計上基準

## 退職給付引当金

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額の累計額を計上している。

## (3) 棚卸資産の評価方法

棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法による原価法によっている。

## (4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

## 2. 重要な会計方針の変更

従前の社会福祉法人会計基準(平成23年7月27日雇児発・社援発・老発0727第1号)が廃止され、社会福祉法人会計基準(平成28年3月31日厚生労働省令第79号)に変更した。

## 3. 採用する退職給付制度

当拠点で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

- (1) 社会福祉法人 福井県社会福祉協議会が実施する福井県民間社会福祉施設職員退職共済制度
- (2) 独立行政法人 福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度

## 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 陽だまり拠点の計算書類(第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 当拠点区分におけるサービス区分の内容  
「共同生活援助」

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	31,117,580	353,592	2,308,076	29,163,096
合計	31,117,580	353,592	2,308,076	29,163,096

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

## 7. 担保に供している資産

該当なし

## 8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	40,695,620	11,532,524	29,163,096
構築物	4,541,573	1,513,855	3,027,718
器具及び備品	5,965,099	2,649,216	3,315,883
権利	1,203,000	434,416	768,584
合計	52,405,292	16,130,011	36,275,281

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高  
該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当なし

11. 重要な後発事象  
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を  
明らかにするために必要な事項  
該当なし